

危険物。

小型家電の排出

担当

資源対策課

☎046(252)7985
FAX 046(252)7616

危険物の排出

危険物などの排出の際に排出方法が守られないと、集積所を管理している方や収集や選別を行う作業員に危険が及ぶ恐れがあります。昨年燃やすごみの中にリチ

ウムイオン電池が混入していたため、収集車で発火する事故がありました。危険物などを排出する際には下表の通り排出区分・方法を守りましょう。



小型家電の排出

携帯電話、スマートフォンなどの小型家電には金などの貴重な金属が含まれている物があります。市では、小型家電をリサイクルし貴重な金属を回収しています。小型家電は「燃えないごみ」の日に排出するか市役所1階総合受付・4階資源対策課に設置している小型家電回収ボックスに投函してください。

スマートフォン、デジタルカメラ・ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型音楽プレーヤー、ICレコーダー、延長コードなど

○対象品目 携帯電話、ス

市役所1階に設置している小型家電回収ボックス



国民健康保険税の軽減対象拡大・課税限度額の変更

地方税法の改正に伴い、令和2年度からの国民健康保険税について変更があります。この変更は令和元年度以前の保険税には適用されません。令和2年度の国民健康保険税納税通知書は6月中旬に送付します。

◇均等割額・平等割額の軽減対象拡大

世帯主とその世帯に属する被保険者の所得金額の合計に応じて均等割額と平等割額が軽減されますが、2割軽減と5割軽減の条件を変更し、対象世帯を拡大します(下表参照)。

	変更前	変更後
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割軽減	[33万円+28万円×被保険者数]以下	[33万円+28万5千円×被保険者数]以下
2割軽減	[33万円+51万円×被保険者数]以下	[33万円+52万円×被保険者数]以下

◇課税限度額の変更

国民健康保険税の限度額が引き上げられるため、同税が限度額で課税される方の税額が変更になります。

	変更前	変更後
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円(変更なし)
介護分	16万円	17万円

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

リユース(再利用)可能な食器の貸し出し

市では、環境保護に配慮し、地域のお祭りなどで排出される紙コップ、紙皿などのごみを減らすため、リユース(再利用)可能な食器の貸し出しを行っています。現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントなどを自粛する時期ですが、今後貸し出しを希望する方は担当へお問い合わせください。

- 対象 市内で行われるお祭り、イベントなど
- 貸し出しする食器 コップ、椀、皿(いずれもプラスチック製で各900個まで)
- 申込方法 利用希望日の7日前までに電話、ファクスまたは直接担当へ



担当 資源対策課 ☎046(252)7985 FAX 046(252)7616

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、基本的人権を守り、その意識の高揚を図るために法務大臣から委嘱を受け、相談を受け付けています。法務省では、基本的人権の遵守・意識の高揚を目的として、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め啓発活動を行っています。

市の人権擁護委員は次の皆さんです。

◇人権擁護委員(敬称略)

前田勝義、山本慶子、堀田直美、瀬戸晃、大矢隆男、山田由香、橋本武

◇人権相談

人権擁護委員が、毎月第2火曜日午後1時30分から3時30分まで市役所で人権に関する相談に応じていますので、お気軽にご相談ください(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での相談をお勧めしています)。

いじめや差別などの人権侵害をはじめ、家庭や隣近所のもめごとなども相談できます。相談内容の秘密は堅く守られます。

○費用 無料

○申込方法 相談希望日の前日までに電話またはファクスで担当へ

担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220